その他（附則関係）

㈠　平成二四年度から平成三二年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、収納済額が支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を特別会計法第五八条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五三条第一項第二号の経費（同号トに規定する公債の償還金を除く。）に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができることとした。（附則第二条関係）

㈡　日本たばこ産業株式会社法の一部を改正し、政府の株式の保有義務割合の変更（「設立時発行済株式総数の二分の一以上」から「会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。）の総数の三分の一超」等）を行うこととした。（附則第五条関係）

㈢　政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うこととした。（附則第一二条関係）

㈣　政府は、㈢の見直しを行うに際し、平成二三年度から平成三四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずることとし、⑴及び⑵の検討の結果、株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分することとした。（附則第一三条関係）

⑴　日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

⑵　エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

㈤　政府は、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法第三条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとした。（附則第一四条関係）

㈥　政府は、平成二三年度から平成二七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還費用の財源に優先して充てるよう努めることとした。（附則第一五条関係）

㈦　㈣から㈥による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、㈢による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずることとした。（附則第一六条関係）

㈧　政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずることとした。また、当該特別会計は、平成二三年度一般会計補正予算（第3号）において発行した復興債の償還に係る債務等について承継することとした。（附則第一七条関係）

㈨　この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとした。なお、次の規定はそれぞれ以下の日から施行することとした。

⑴　復興特別法人税に係る規定　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律中法人税法の改正規定等の施行日

⑵　日本郵政株式会社の株式に係る規定　郵政改革法の施行日

◇東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（法律第一一八号）（総務省）

1　趣旨

この法律は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二三年度から平成二七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例を定めるものとした。（第一条関係）

2　個人の道府県民税及び市町村民税

平成二六年度から平成三五年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、個人の道府県民税の均等割にあっては標準税率（旧一、〇〇〇円）に五〇〇円を加算した額とし、個人の市町村民税の均等割にあっては標準税率（旧三、〇〇〇円）に五〇〇円を加算した額とした。（第二条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七七号）（総務省）

1　平成二四年四月一日から松江市を地方自治法第二五二条の二六の三第一項の特例市として指定することとした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第三七八号）（財務省）

1　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　平成二四年四月一日以後に取得をする減価償却資産の償却費の計算上選定をすることができる定率法について、毎年定率で逓減することとなる償却費のその逓減する割合を、一から定額法の償却率を二倍した割合を控除した割合とする。（第一二〇条の二関係）

㈡　資本的支出の取得価額の特例のうち、資本的支出をした日の属する年分の翌年一月一日において減価償却資産の取得価額と当該資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産の取得価額との合計額を取得価額等として一の減価償却資産を取得したものとすることができる措置について、平成二四年三月三一日以前に取得をした減価償却資産と平成二四年四月一日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできないこととする。（第一二七条関係）

2　当初申告の確定申告書に必要経費に算入される金額の計算に関する明細書の添付等がある場合に限り適用を受けることができる資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に明細書の添付等がある場合に適用を受けることができることとした。（第一八二条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第三七九号）（財務省）

1　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　平成二四年四月一日以後に取得をする減価償却資産の償却限度額の計算上選定をすることができる定率法について、毎年定率で逓減することとなる償却費のその逓減する割合を、一から定額法の償却率を二倍した割合を控除した割合とする。（第四八条の二関係）

㈡　資本的支出の取得価額の特例のうち、資本的支出をした事業年度の翌事業年度開始の時において減価償却資産の帳簿価額と当該資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額として一の減価償却資産を取得したものとすることができる措置について、平成二四年三月三一日以前に取得をした減価償却資産と平成二四年四月一日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできないこととする。（第五五条関係）